

京都府木津川市立

木津第二中学校 P T A

P T A 規約

慶弔規定

この冊子は、3年間大切に保管してください。

発行 木津第二中学校 P T A
令和 5 年 3 月 3 1 日

京都府木津川市立木津第二中学校 P T A 規約

第 1 条 [名称及び事務所の所在]

本会は『木津第二中学校 P T A』 と称し、事務所を木津第二中学校におく。

第 2 条 [目的]

本会は、会員相互の研修と親睦を深め、保護者と教職員とが協力して、学校や家庭・地域社会の教育環境を改善し、生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

第 3 条 [事業]

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員相互の研修ならびに親睦を図る事業
2. 生徒の健全な育成をはかるため、教育施設の充実、地域社会の教育環境の改善、生徒の福利増進に関する事業
3. その他本会の目的を達成するのに適切と思われる事業

第 4 条 [会員]

本会は、木津第二中学校に在籍する生徒の保護者と教職員で構成する。会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第 5 条 [機関]

本会に次の機関をおく

1. 総会
2. 本部役員会
3. 運営委員会
4. 地域委員会
5. 学年委員会
6. 広報委員会
7. 選挙管理委員会
8. 専門委員会

第 6 条 [総会]

1. 最高議決機関

総会は、本会の最高議決機関で、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画及び予算案の審議
- (3) その他

2. 開催

総会を年 1 回開催する。会員の三分の一以上の要求があれば、会長は、2 回目以降の総会を開催しなければならない。(総会は紙面決議を基本とする)

3. 議決

総会は、会員の三分の一以上の書面表決書提出、または出席(委任状を含む)で成立し、議決は会員の過半数の賛成で決定する。

可否同数の場合は、運営委員会が決する。議決は、家庭票とする。上記の内容に準じていれば、形式は問わない。

4. 招集による総会を開催する場合は、議長及び副議長は会長が委嘱する。

第 7 条 [本部役員会]

1. 本部役員会は、次の本部役員により構成する。

- | | | | |
|--------|----------------------|---------|----------|
| (1) 会長 | 1 名(保護者) | (2) 副会長 | 2 名(保護者) |
| (3) 書記 | 3 名(保護者 2 名、教職員 1 名) | | |
| (4) 会計 | 2 名(保護者 1 名、教職員 1 名) | | |

2. 会長は、本会を代表し、会を統括する。

3. 副会長は、会長を補佐し、会長が会務を遂行できないときは会長の責務を代行する。
4. 書記は、本会の庶務を担当し、事務を処理する。
5. 会計は、本会の経理を担当する。

第8条 [委員会]

本会に次の委員会をおく。

1. 運営委員会
 - (1) 運営委員会は、次の委員により構成する。
 - ① 本部役員
 - ② 各委員会の委員長および副委員長
 - (2) 本委員会は、総会で議決された計画に基づき、本会の重要事項を審議する。
 - (3) 本委員会は、会長が招集し、本部役員が統括する。
2. 地域委員会
 - (1) 地域委員会は、各小学校区より選出された地域委員で構成する。
 - (2) 本委員会は、地域での生徒の健全な育成を図るため、学校と協力して地域の教育環境を整備する。
3. 学年委員会
 - (1) 学年委員会は、各学年より6名ずつ選出された学年委員で構成する。その中から、広報委員を各学年3名、選挙管理委員を各学年3名選出する。
 - (2) 本委員会は、学校行事への協力および学年や学級に共通する親睦に関する事業を促進する。
4. 広報委員会（学年委員会が管轄）
 - (1) 広報委員会は、学年委員より各学年3名ずつ選出された広報委員で構成する。
 - (2) 本委員会は、PTA活動や学校教育の状況を定期的に会員に伝え、会員相互の理解を深めるため、PTAの広報部門を担当する。
5. 選挙管理委員会（学年委員会が管轄）
 - (1) 選挙管理委員会は、学年委員より各学年3名ずつ選出された選挙管理委員で構成する。
 - (2) 本委員会は、次年度の本部役員の選出にあたり、選挙に関する一切の事務を担当する。
6. 専門委員会
 - (1) 専門委員会は、本部役員会で事業の遂行上必要と認めた時、総会の承認をもって設置することができる。

第9条 [顧問]

1. 本会は、顧問をおくことができる。
2. 学校長は特別顧問として、本部役員会及び各委員会に助言することができる。

第10条 [選出]

本部役員及び各委員の選出は、つぎの通りとする。

本部役員経験者は全ての役員の永久辞退権、正副委員長は本部役員及び正副委員長の永久辞退権と委員3年間の辞退権、委員経験者は3年間の辞退権ならびに二巡目で委員になった場合、正副委員長の辞退権を認める。

1. 本部役員
 - (1) 選挙管理委員会は、2学期末に次年度の本部役員の立候補及び推薦の制度を設け、会員に知らせる。尚、推薦者は推薦される人の了解を得て推薦届を提出しなければならない。
 - (2) 被選挙権は選挙管理委員を除く1・2年の保護者が有し、選挙管理委員を除く全会員が推薦者になり得る。（尚、教職員の選挙権で教職員からの本部役員2名が選出される。）
 - (3) 本部役員選出は、3学期に、1・2学年合同で、立候補・推薦或いは協議により未経験者より本部役員候補者8名を選出する。但し、立候補並びに推薦は、経験者を含む。

- (4) (3) で選出された本部役員候補の中より次年度本部役員 6 名及び補欠 2 名を選出する。
 - (5) (4) で選出された次年度本部役員の各役職は、当事者・現本部役員・学校代表者との協議により決定され、会員に承認を得るものとする。
 - (6) 補欠は本部役員が転出等により責務の遂行が不可能となった場合、自動的に後任となる。但し、会長が抜けた場合は、補欠が会長に就くとは限らない。(補欠は予め繰り上げ順位を決定しておく。)
- 2. 地域委員
 - (1) 各小学校区より、協議の上、地域委員を選出する。
 - (2) 正・副地域委員長は、地域委員の互選により決定する。
 - 3. 学年委員
 - (1) 各学年で話し合いの上、6 名の学年委員を選出する。
 - (2) 正・副学年委員長は、各学年の学級委員の互選により決定する。
 - 4. 広報委員
 - (1) 各学年委員より、各学年 3 名ずつ選出する。
 - (2) 正・副広報委員長は、広報委員の互選により決定する。
 - 5. 選挙管理委員
 - (1) 各学年委員より、各学年 3 名ずつ選出する。
 - (2) 正・副選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により決定する。

第 11 条 [任期]

本部役員及び委員の任期は、1 年とする。
ただし、任期途中で欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

第 12 条 [会計]

- 1. 会員は、月額 400 円の会費を納入する。
- 2. 会費は、総会において審議された予算に基づいて、この会の運営及び事業費に充てる。
- 3. 会費の変更の必要が生じた時は、本部役員会で決定し、総会で承認する。
- 4. 各項目の年度予算額より実際に使用した額が下回った時、その差額を予備費として使用可能とする。

第 13 条 [会計年度]

毎年 4 月 1 日から翌 3 月 31 日までを会計年度とする。

第 14 条 [会計監査]

- 1. 本会に会計監査 2 名をおく。
- 2. 会計監査は会長が委嘱し、総会の承認によって就任する。
- 3. 任期は 1 年とし、その年度の会計を監査し、総会に報告する。

第 15 条 [改正]

本会の規約は、総会で会員の三分の二以上の同意をもって、改正することができる。

第 16 条 [その他]

規約運用にあたっては「運用内規」を作成し、その運用及び改正は運営委員会が「PTA 規約」に基づき行うものとする。

附則

- 1. 本規約は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2. 平成 10 年 5 月 5 日（一部改正）
(会費月額 500 円から 400 円に改正)
- 3. 平成 12 年 3 月 7 日総会（一部改正）
(総会「本部役員の承認」削除等、選挙管理委員選出方法記載)

- (「運用内規」条項追加、条項整理)
4. 平成15年11月28日臨時総会 (一部改正・追加)
(本部役員選出方法及び地域委員選出方法の変更)
(「運用内規」条項変更)
 5. 平成21年5月18日総会 (一部改正・追加)
(本部役員選出方法及び広報委員の構成と選出方法の変更)
 6. 平成22年5月14日総会 (一部改正)
(地域委員の構成と選出方法の変更)
 7. 平成30年5月26日総会 (一部改正)
(本部役員及び各委員経験者の辞退権の期間、本部役員の選出方法の変更)
 8. 令和元年5月24日総会 (一部追加)
(「会計」予備費について)
 9. 令和2年6月8日総会 (一部改正)
(総会 開催・議決について)
(選出 について)
 10. 令和2年11月20日臨時総会 (一部改正)
(総会の開催、議決についての変更)
 11. 令和3年10月20日臨時総会 (一部改正)
(学年・広報・選挙管理委員の構成と選出方法の変更)

慶 弔 規 定

第 1 条 [総則]

会員及び本校の生徒の慶弔に伴い、次の金品を支給する。

第 2 条 [供花料]

会員及び生徒に不幸があった時は、供花料として5,000円及び密1対を供え、弔意を表するものとする。

第 3 条 [傷病見舞金]

教職員及び生徒が傷病により、一週間以上入院した時、又はこれに準じる場合に5,000円を支給する。

第 4 条 [祝金]

教職員が結婚した時、5,000円を支給する。

第 5 条 [餞別]

教職員が転退職により脱会した時、次の通り支給する。

退職	10,000円
転勤	3年未満 3,000円
	3年以上は、1年につき1,000円を増額する。
	(ただし、10,000円を超えないものとする)

第 6 条 [その他]

特別の事由が生じたときは、本部役員会で協議し決定する。

附則

1. 本規定は、平成4年4月1日から施行する。
2. 平成12年3月7日総会（一部改正）供花料の支給範囲の記載
3. 平成17年5月20日総会（第2条の一部改正）

木津第二中学校 P T A

(P T A 規約) 運用内規

第 1 条 本内規は、「木津第二中学校 P T A 規約」に基づき、その運用を行うものとする。

第 2 条 本内規の改正は、運営委員会で協議し、決定します。

第 3 条 [保護者の役割分担]

委員会名	活 動 内 容
本 部 役 員 会	1 P T A 代表としての事務を行います。 (1) 各行事や研修会等へ出席します。 (2) 文章等を用いて、会員へ情報を伝えます。 2 P T A 代表として各委員会を統括します。 (1) P T A 活動の方針を企画・検討し、各委員会活動がスムーズに行われるように情報等を提供します。 (2) P T A 全体としての問題点等を検討し、対処します。
地 域 委 員 会	1 地域懇談会の企画・司会・進行を行います。 2 校外研修等に参加し、地域での生徒の健全な育成を図るために学校と協力して地域の教育環境を整備します。
学 年 委 員 会	1 全学年および学年ごとに、学校と協力して次のような活動を行います。 文化行事（文化発表会等） 体育行事（体育大会等） リサイクル（学校用品等） 2 本部役員選出までの準備や当日の進行補助を行います。
広 報 委 員 会	1 P T A だより「風」（H9.6.27 広報誌名決定）等を発行し、学校行事や P T A 活動状況等を定期的に会員に伝えます。 2 校外研修等に参加し、他校の状況等を会員に伝えます。
選挙管理委員会	1 次期本部役員会選出内容の検討および事務を行います。
専 門 委 員 会	1 本部役員会で必要と認めた時、総会で承認の上設置します。 2 校外研修等に参加し、P T A 活動の活性化に努めます。

第4条 [教職員の役割分担]

特別顧問 校長先生、事務局担当 教頭先生、書記 一名、会計 1名
地域委員会担当 2名、広報委員会担当 2名、選挙管理委員会 2名

第5条 [総会]

- 1 議案は会長が事前に会員に通知します。
- 2 第1回総会において、本部役員の紹介をします。

第6条 [会計]

- 1 通帳は年度ごとに精算します。
- 2 離任式までを当年度の会計とし、次年度に引き継ぎます。
- 3 正式文書で案内のある参加費（研修会費・懇親会費等）については会費より支出します。
- 4 校外活動では、交通費と出張費を支払います。但し、自動車利用の場合、交通費の支払いは、運転者のみとします。
- 5 保護者の役員・正副委員長には、通信費を支払います。

第7条 [保険]

京都府PTA安全会加入規約に基づき、PTA行事における不慮の災害に対処します。
「PTA安全会のしおり」参照。

第8条 [本部役員の選出方法]

- 1 本部役員候補の選出は、選挙管理委員立会の上で、3学期に実施します。複数の生徒が在籍している場合は、そのすべてが選出対象となります。
- 2 (1) 選出は、立候補・推薦或いは協議によるものとします。協議による候補者選出にあたっては、未経験者を優先し、欠席者も含め個々の事情をよく考慮し、責任をもって選出します。
(2) 選出に先立ち辞退願の提出により選挙管理委員会が「役員としての活動は困難」と判断した場合、未経験者でも役員候補対象者にならないことがあります。尚、辞退願とは諸事情により希望者が願い出るものであり、プライバシーの保護と選出後の混乱を防ぐことを目的とします。
(3) 辞退権とは、PTA規約第10条[選出]の権利をいいます。
(4) 本部役員とその補欠は、他の委員またはその補欠を兼任できません。
(5) 補欠が選出対象となる時期は別表の通りとする。
- 3 急な欠席に備え、全会員が委任状を提出し、本部役員候補選出に関する全ての事項を司会者に一任します。尚、欠席者も選出対象になりますので、委任状に選出時の連絡先を必ず記入してもらいます。
- 4 選挙管理委員会は、次年度本部役員の信任を全会員による紙面による投票で確認し、

第9条 [各委員の選出方法]

- 1 各委員の選出は、本部役員管理のもと、1学期に実施します。
兄弟姉妹がいる場合は上の学年、双子では若い数字のクラスから順に選出されます。
- 2 (1) 選出は、立候補・協議によるものとします。協議による選出にあたっては、未経験者を優先し、欠席者も含め個々の事情をよく考慮し、責任をもって選出します。
(2) 選出に先立ち辞退願の提出により、本部役員が「各委員としての活動は困難」と判断した場合、未経験者でも選出対象者にならないことがあります。
(3) 辞退権とはPTA規約第10条（選出）の権利をいいます。尚、辞退願とは諸事情により希望者が願い出るものであり、プライバシーの保護と選出後の混乱を防ぐことを目的とします。
(4) 各委員の正・副、各委員、その補欠は兼任できません。
(5) 補欠が選出対象となる時期は別表の通りとする。
- 3 原則、未集会で選出を行うため、全会員が委任状を提出し、選出に関する全ての事項を本部役員に一任いただきます。尚、選出会に出席を希望される方のみ、事前に出席届を提出いただきます。

第 10 条 [木津川台地区の特別措置]

本部役員、各委員の選出について本則第 10 条、および本内規 8 条と 9 条で述べられる経験者には、木津中学校での経験者を含むこととする。

第 11 条 [地域委員会]

- 1 地域委員会は、各小学校区の兜台 6 名、相楽台 4 名、木津川台 6 名を選出する。
なお、選出にあたっては、各地域（小学校区ごとの地域区分）より 2 名ずつ選出することを原則とする。ただし、各地域からの選出が困難な場合はこの限りではない。
- 2 各小学校区の地域分けは、地域委員会の提案を受けて、運営委員会で検討する。

別表

8 条 2 - (5) 補欠の選出対象となる時期（途中で欠員補充された場合は除く）

	4 月 学年・選管・広報選出	1 月 次年度本部選出	2 月 次年度地域選出	次年度 4 月 学年・選管・広報選出
本部補欠	対象外	対象	対象外	対象外
地域補欠	対象外	対象	対象	対象外

附則

- 1 本内規は、平成 12 年 3 月 7 日より施行する。
- 2 平成 15 年 11 月 28 日（一部改正）本部役員の選出方法
- 3 平成 17 年 10 月 12 日（一部改正）全体の見直し
- 4 平成 18 年 11 月 8 日（第 8 条一部改正）本部役員の選出方法
- 5 平成 18 年 11 月 8 日（第 9 条追加）各委員の選出方法
- 6 平成 20 年 3 月 6 日（第 10 条追加）木津川台地区が校区となるにあたっての特別措置
- 7 平成 20 年 9 月 3 日（第 8 条追加）本部役員の選出方法
（第 9 条追加）各委員の選出方法
- 8 平成 22 年 6 月 16 日（第 10 条変更・一部削除）木津川台地区の特別措置
（第 11 条追加）地域委員の選出方法
- 9 平成 27 年 10 月 5 日（第 3 条一部削除）学級委員の活動内容
（第 8 条一部追加）本部役員の選出方法
（第 8 条(5)追加）補欠の選出対象となる時期
（第 9 条一部追加）各委員の選出方法
（第 9 条(5)追加）補欠の選出対象となる時期
（別表追加）補欠の選出対象となる時期
- 10 平成 30 年 5 月 26 日（第 8 条一部変更）本部役員の選出方法
- 11 令和 2 年 2 月 21 日（第 3 条一部変更）学級委員の活動内容
（第 6 条一部変更）会計通信費の支払い
（第 8 条一部変更）本部役員の選出方法
（第 9 条一部変更）各委員の選出方法
- 12 令和 3 年 10 月 20 日（第 3 条一部変更）保護者の役割分担
（第 8 条 2 - (5) 別表一部変更・一部削除）補欠の選出対象となる時期
（第 9 条一部改正）各委員の選出方法